

日本情報地質学会著作権規定

(目的)

第1条 本規定は、本学会の会誌『情報地質』に投稿される著作物に関する会員及び投稿者(以下、あわせて「会員等」という.)の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1)著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 本学会の会誌『情報地質』に投稿される論文(論説・総説・短報等)や解説記事等
- ② その他、①に類するものであって本学会が指定するもの

(2)著作者 会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。

(3)著作財産権 著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に定めるすべての権利を含む。

(4)著作者人格権 著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第3条 『情報地質』に掲載された著作物(論説・総説・短報など)の著作権(著作財産権、copyright)は日本情報地質学会に帰属するものとする。

2 著作権は、著作者が別途定める著作権譲渡の承諾書を提出することにより、本学会に譲渡されたものとする。

3 特別な理由により前項に定める取り扱いが不可能である場合、著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び著作者の協議によって定める。

(著作者人格権の不行使)

第4条 著作者は、本学会及び本学会が著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

2 前項の規定は、本学会及び本学会が著作物の使用を許諾した第三者が、著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

3 本学会は、本学会が二次的著作物を創作する場合及び第三者に著作物の利用を許諾する場合には、著作者にその旨を通知する。

(著作者による著作物の使用)

第5条 著作者は、当該著作者が創作した著作物を利用する場合(第三者に利用を許諾する場合を含む.)、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

2 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的や活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。

3 第1項の規定にかかわらず、著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく、著作物を利用できるものとする。

(1)著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの登録及び公開を含む。）。このとき、著作者は掲載後速やかに公開場所の URL を学会事務局に報告しなければならない。

(2)著作者が自ら行う授業、講義、講演、研究発表のため受講者に交付する目的で複製する場合。

(3)著作権法第30条から第50条(著作権の制限)において許容された範囲での利用。
(著作者による保証等)

第6条 著作者は、著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと、及び③著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、著作者は、著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記すること。

(二重譲渡の禁止)

第7条 著作者は、本学会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第9条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(規約の改訂)

第10条 本規定の改訂は、編集委員会の議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(施行)

第11条 本規定は2011年4月1日から施行する。